

目次

第1章 決算と申告の関係

- Q 1 会社には、どのような税金がかかる？…………… 3
- Q 2 法人税はどのように計算する？…………… 4
- Q 3 法人住民税・法人事業税はどのように計算する？…………… 6
- Q 4 法人税及び住民税等の確定申告期限と修正申告…………… 8
- Q 5 欠損金が生じたら？…………… 10

第2章 収益の計上時期と原価の計算

- Q 6 商品や製品の売上計上時期…………… 12
- Q 7 商品や製品の原価を計算するには…………… 14
- Q 8 有価証券を譲渡したとき、配当を受け取ったとき…………… 16

第3章 資産にかかる税務

- Q 9 減価償却にはどんな方法がある？…………… 18
- Q 10 減価償却の特例と固定資産修理時の処理…………… 20
- Q 11 生産性向上設備投資促進税制の創設…………… 22
- Q 12 100%グループ内の法人間の資産の譲渡損益…………… 23

第4章 会社経費と税務

- Q 13 交際費課税とは？…………… 24
- Q 14 税務上損金として認められる役員給与とは？…………… 26
- Q 15 試験研究費の優遇措置とは？…………… 28
- Q 16 債権が回収不能になったとき（貸倒損失）…………… 29
- Q 17 将来の貸倒れに備えたい（貸倒引当金）…………… 30

Q1

会社には、 どのような税金がかかる？

会社を経営していく上で、いろいろな税金がかかってくると聞きましたが、具体的にはどのような税金が課されるのでしょうか？

ポイント

会社には、所得に対して課される税金（法人税、法人事業税や法人住民税）だけでなく、固定資産の取得や所有に対して課される税金（不動産取得税や固定資産税等）があります。

その他にも、日常の取引の中で課される税金（消費税や印紙税等）もあります。

A

会社が事業活動をしていく上で関係してくる税金には、さまざまなものがあります。そのうち主なものは以下のとおりです。

分類	どんなときにどんな税金がかかるか
基本的に所得を基準に課される税金	所得がある場合→法人税*、都道府県民税、市町村民税、法人事業税（4～7ページ参照）
事業所を基準に課される税金	指定都市等で、一定規模以上の事業を行っている場合→事業所税
消費や流通等に対して課される税金	商品を購入・販売した場合等→消費税
	商品等を輸入した場合→関税
	契約書等を作成した場合→印紙税
	登記や登録等を行った場合→登録免許税
資産の取得や所有に対して課される税金	不動産を取得した場合→不動産取得税
	不動産を所有している場合→固定資産税・都市計画税
	減価償却資産を所有している場合→償却資産税
	自動車を取得した場合→自動車取得税
	自動車を所有している場合→自動車税・軽自動車税

*復興特別法人税の課税期間が平成24年4月1日から平成26年3月31日（改正前：平成27年3月31日）までの間に開始する事業年度とされ、1年前倒して廃止されました。

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、地方法人税（国税）が創設されました。

Q2

法人税は どのように計算する？

法人税の計算のしくみを教えてください。
赤字の場合には税金はかからないのでしょうか。

ポイント

法人税の計算は、決算書（損益計算書）の当期純利益（又は損失）を基礎に法人税のルールに従って「加算」又は「減算」の税務調整を行って課税所得を計算します。したがって、決算書が赤字の場合でも、法人税がかかる場合もあります。

A

1 法人税の計算のしくみ

$$\begin{aligned}
 \text{課税所得} &= \text{当期純利益（損失）} + \text{加算} - \text{減算} \\
 &\quad \uparrow \text{決算書} \qquad \qquad \qquad \underbrace{\hspace{2cm}}_{\text{②法人税固有の調整}} \\
 \text{法人税の年税額} &= \text{課税所得} \times \text{③税率} + \text{④留保金課税・使途秘匿金課税} - \text{⑤税額控除} \\
 \text{確定申告納税額} &= \text{法人税の年税額} - \text{⑥法人税の中間納税額} \\
 \text{地方法人税の年税額} &= \text{基準法人税額*} \times 4.4\% - \text{地方法人税の中間納税額}
 \end{aligned}$$

* 所得税額控除及び外国税額控除等の規定を適用しないで計算した法人税額

(注) 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税（国税）が新たに課税されます。

なお、地方法人税は、恒久化される予定のため、地方法人税の申告は単独の様式ではなく、法人税申告書に組み込まれる予定となっています。

2 法人税固有の調整

次のような項目について、当期純利益（損失）に加算・減算を行います。

加算…決算では収益に計上していないが税務上益金になる

決算では費用に計上したが税務上損金にならない（交際費の損金不算入等）

減算…決算では収益に計上したが税務上益金にならない（受取配当等の益金不算入等）

決算では費用に計上していないが税務上損金になる